

01 ▶ 男女トラブル解決事例

CASE
01

妻の不倫相手への慰謝料請求

男女トラブル

事案の概要

50代 男性 会社員

相談者の妻は、とあるサークル活動に加入し活動していました。

このところ妻がサークルの合宿等といった泊まりがけで出かけていることが頻繁にあり、相談者は不審を抱くようになりました。

妻が合宿に際して持ち出した妻のカメラをこっそり見たところ、同じサークルに加入している男性と同部屋で宿泊し、仲むつまじく一緒に写っている画像を発見しました。

相手方の男性に対して慰謝料請求を行いたいということで、担当弁護士に相談することになりました。

解決結果

相手方男性に対して、「妻との不倫関係を止めること及び慰謝料300万円を支払うこと」を求める内容証明郵便を送りました。

その上で、担当弁護士が直接相手方と交渉のうえ、**慰謝料300万円**を支払ってもらったことで和解しました。

担当弁護士からひとこと

妻が相手方と**不貞行為（肉体関係）**に及んでいることを裏付ける証拠は十分に手元がありました。そのため相手方に対しては、強気に交渉することが可能となり、裁判も辞さないことを求めることができました。

他方で、裁判になった場合の相場はせいぜい100万円前後であると考えられたため、相手方の裁判はしてほしくないという要望を聞き入れる代わりに満額の慰謝料を受け取ることで合意に至りました。

02 男女トラブル解決事例

CASE
02

婚約の不当破棄に対する慰謝料請求

男女トラブル

事案の概要

40代 女性 会社員

相談者は、とある趣味の活動を通して、相手方と知り合いました。相手方から熱烈なラブコールを受け、交際に発展し、結婚の約束をしました。相手方とは婚約指輪を購入するため、一緒にジュエリーショップに行き、指輪を決めました。披露宴を行う会場にも一緒に行き、会場を決めました。その上で、相手方の両親とも顔合わせを行いました。ところが段々と相手方からの連絡が少なくなり、しまいには連絡がつかなくなってしまいました。婚約指輪を購入したジュエリーショップからは、代金の支払いを求められ、披露宴会場からも、式をどうするのかの連絡がくるようになったため、担当弁護士に相談にきました。

解決結果

相手方男性に対して、「婚約を破棄するのであれば慰謝料300万円を支払うことおよびジュエリーショップの代金等も支払うこと」を求め、内容証明郵便を発送しました。

そうしたところ、担当弁護士が指定した期限までに、相手方からは**慰謝料300万円**の振込がなされ、ジュエリーショップにも代金が支払われることになりました。

また、相手方の両親から、相談者に対して直接謝罪の連絡がありました。

担当弁護士からひとこと

お金の問題よりも、相談者は、相手方の対応に戸惑い、大変気持ちが落ち込んでいることが担当弁護士には気になっていました。

相手方の冷淡な態度によって、相談者がいかに辛い気持ちをもっているかということを相手方に理解してもらえるような気持ちのこもった文章を織り交ぜることを意識して内容証明を作成したことが、功を奏しました。

03 ▶ 男女トラブル解決事例

CASE
03

妻の不倫による相手方への慰謝料請求および妻との離婚

男女トラブル

事案の概要

40代 男性 会社員

相談者は、最近妻が仕事の帰りが遅いことやお酒を飲んで帰宅してくることが気になっていました。

夏休みに、相談者は小学生になる子どもを連れて、実家に帰省しましたが妻は仕事があるので一緒には帰省しませんでした。

そこで妻と一緒に住んでいた自宅に盗聴器を設置しておいたところ、妻が男性を自宅に招き入れて性行為に及んでいることが発覚しました。

解決結果

相談者の要望は、妻とは離婚し、親権は相談者が取得すること、そして不倫相手に慰謝料請求を行いたいというものでした。

相談時点では、相手方の男性の情報は、携帯電話の番号のみで、相手方の住所や名前も不明でした。

担当弁護士は、携帯電話の番号から、携帯電話会社に**弁護士会照会**を行って、相手方の名前と登録住所を調査し、取得しました。

そして相手方に対して、内容証明の郵便を発送した段階で、相手方には弁護士が就任しました。

相手方弁護士と交渉の末、相手方からは**慰謝料125万円**を支払ってもらうこととなりました。

また、妻との間においては、**慰謝料125万円**の支払いの他・親権を相談者が取得すること・妻から相談者に対して、子ども達が20歳になるまで継続的に子ども達の**養育費**を支払ってもらうことで協議離婚の合意をした。

担当弁護士からひとこと

盗聴器の内容からは、肉体関係までの立証ができるか不安が残るものでした。とはいえ、夫が留守中の自宅に深夜、妻が男性を招き入れているという証拠にはなることを前提に、強気に交渉を行い、不貞の事実を認めさせることが出来ました。

04 ▶ 男女トラブル解決事例

CASE
04

元妻の不倫相手への慰謝料請求

男女トラブル

事案の概要

40代 男性 会社員

相談者は、約3年前に妻の不倫を理由に離婚しました。

妻が不倫をしていたことの証拠も手にしていましたが、これまで不倫相手に対しては、慰謝料請求を差し控えてきました。

このたび、不倫相手への慰謝料請求が時効になってしまう前にケジメをつけておきたいという思いから、当事務所に相談にいられました。

解決結果

時効期間が満了する直前という時期でもあったので、相手方に対してひとまず内容証明を直ちに送付しました。

相手方にも弁護士が就任したので、相手方弁護士と慰謝料の交渉を行いました。結果的には依頼を受けてからひと月足らずで慰謝料150万円の支払を受けることで合意できました。

担当弁護士からひとこと

不倫があったことを示す明確な証拠をこちらが取得していることについては、先方も重々承知していたため、強気の交渉で望みました。

金額についても、裁判での相場といえるところで折り合うことができました。